

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 4 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380189

研究課題名(和文) 現代国際関係における「共通の利益」の形成過程に関する政治学的研究

研究課題名(英文) The study of constructing process of "common interest" in international relations

研究代表者

古城 佳子 (KOJO, Yoshiko)

東京大学・総合文化研究科・教授

研究者番号：30205398

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、冷戦後の国際関係において「共通の利益(common interest)」の認識はどのように形成されるのか、「共通の利益」の認識に影響を与える要素は何かを明らかにすることを目的としている。本研究は、これまでの国際政治学において「共通の利益」をどのように位置づけられてきたのかを明らかにするとともに、現代国際関係における国際経済と安全保障の問題領域における事例を検討することにより、「共通の利益」を所与の前提としてきた先行研究の多くに対し、主体の多様化、不確実性の増大、国際社会と国内社会の関連性の増大が「共通の利益」の認識の相違をもたらすことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study seeks to clarify how perception of "common interest" is constructed in post-Cold War international relations. This study examines following two points. First, it analyses how international relations theories locate "common interest" in their theoretical framework and shows many theories deal with "common interest" as given. Second, it clarifies factors (increasing stakeholders, larger uncertainty, resonance between international society and domestic society) which affected the process of constructing state's perception of "common interest" by examining two issues (international financial stability, transitional justice & responsibility to protect).

研究分野：国際関係論

キーワード：共通の利益 国際社会 グローバル・ガバナンス 国際金融秩序 移行期正義 国際制度論 リアリズム

1. 研究開始当初の背景

(1) 現在の国際関係の課題の多くは国家間の協力なくしては対応できない。特に、冷戦後、国連などの国際機関が中心となり、国際社会の課題をグローバル・イシュー（地球規模問題）、国際社会の対応をグローバル・ガバナンス（国際協治）として提唱するようになったが、その中核に国際公共財（public goods）や「共通の利益（common interest）」という概念を位置づけ、国家間の協力を要請することが多くなった。

(2) 国家間の協力問題についての既存の国際政治学理論の多くは、国際社会における「共通の利益」の存在を所与のものとしている（例えば、協力問題を分析する囚人のジレンマ・ゲームの想定）。しかし、国際社会においては「共通の利益」は必ずしも自明ではない。国際社会では、個別国家の利益が「共通の利益」とみなされる場合も多く、「共通の利益」自体の存在に批判的な見方が存在する。「共通の利益」が強調される現代の国際関係において、協力を考えるには、自明とされてきた「共通の利益」自体の考察が必要となっている。

2. 研究の目的

(1) 冷戦後の国際関係では、主体の多様化、イシューの多様化、イシュー間の関連性の増大、国家間関係の構造変化（新興経済諸国の台頭）という現象が生じており、国際社会における「共通の利益」の認識の形成に影響を与えていると考えられる。

(2) 本研究は、グローバル・イシューを事例として、どのような主体が、どのように他の主体との間で利害調整をして、どのような価値配分を国際社会における「共通の利益」とみなすことに合意（認識の形成）するのか、を明らかにすることを目的としている。(1)で述べた冷戦後の国際関係の特徴が、認識の形成に影響を与えるかどうかを分析する。

3. 研究の方法

(1) 国際協力に関する理論的な先行研究、グローバル・イシューに関する国際協力についての先行研究、認識形成の政治過程に関する理論的な先行研究を網羅的に渉猟し、整理した上で、既存研究における「共通の利益」の捉え方を検討する。

特に、リベラリズムの系譜における「共通の利益」の捉え方（「共通の利益」に肯定的）、リアリズムの系譜における「共通の利益」の捉え方（「共通の利益」に懐疑的）を整理し、比較検討することにより、その論理の異同を明らかにする。

(2) 理論的な整理と並行して、経済と安全保障の分野における事例を考察することにより、それぞれの分野における「共通の利益」

の認識がどのような主体においてどのように形成されたのかを明らかにする。経済分野では「共通の利益」の存在は自明のものとする研究が多いのに対し、安全保障分野ではその傾向は見られない。

(3) 現代の国際関係の特徴が「共通の利益」の認識形成に与える影響を分析するために、第1に、歴史的にどのように「共通の利益」が認識されてきたのかを考察する。この考察については、具体的には、研究代表者が経済分野を担当し、研究分担者が安全保障分野を担当する。第2に、冷戦後の事例を検討し、特徴を析出する。

4. 研究成果

(1) リベラルな系譜の検討については、「共通の利益」を重要な概念として位置づける国際レジーム論、新自由主義国際制度論を中心に行った。特に、冷戦後、国際社会では国際制度の制度化が進展し、国際レジームや国際制度がグローバル・ガバナンスの中心的な役割を担うことが期待されている。国際レジームと国際制度は、同様の概念として扱われることが多いが、本研究では、国際レジーム論と新自由主義国際制度論とを比較検討することにより、新自由主義国際制度論が合理的選択論に依拠したが故に、国際レジーム論とは異なり、「共通の利益」を所与のものとして扱わざるを得なくなった点を明らかにした。すなわち、新自由主義国際制度論は、国際協力の道筋を示すために、国際レジーム論の特徴（国際社会においてどのような価値配分にどのように合意するのか、という点を重視）を捨象したのである。したがって、新自由主義国際制度論（主体として国家を想定している）は、同質的な国家間の協力の考察には適しているが、冷戦後の国際関係での適用性には限界があることを指摘した。（学会発表③、④、⑥で、この成果を発表した。）

(2) リアリズムの系譜における「共通の利益」の考察については、「平和的変革」へのアプローチをとりあげ、代表的な研究者（E. H. カーク、モーゲンソー、坂本義和）の理論を比較検討することにより行った。カーとモーゲンソーが、国際政治を価値配分の現状の評価をめぐる現状維持勢力と現状変更勢力との対立とみなしたことを指摘した上で、カーが、特定の個別国家の利益を国際社会の「共通の利益」とみなす当時のリベラリズムの国際政治観を批判し、国家間において価値配分の現状についての評価は一致しないと考えていた点を明らかにした。また、モーゲンソーが、冷戦期に米ソがそれぞれのイデオロギーの下に現状変更を正当化する普遍的正義を掲げたがゆえに、互いに相手を現状変更志向国と誤認し、対立を交渉により解決することが阻まれたとの論理を提示したことを示した。モーゲンソーも個別国家の利益を「共通の利

益」とみなすことの弊害を重視した点を明らかにした上で、強制型の安全保障論と安心供与型の安全保障論に分かれることを論理的に示した。さらに、坂本が、冷戦期のリアリストが拘った問題に独自にとりくみ「共通の利益」を実現するアプローチを探った点を指摘した。(雑誌論文①、学会発表①、⑤で、この成果を発表した。)

(3) 日本の通商と金融政策を事例として考察することによって、日本外交において、国際社会における「共通の利益」がどのように認識されてきたのかを具体的に歴史的に考察した。通商や金融という経済分野では、「共通の利益」は物質的な利益によって措定されると考えられているが、日本外交においては、多国間の枠組み(通商ではGATT・WTO、通貨・金融ではIMFなど)を遵守することが国際社会の「共通の利益」と認識されていたこと、「共通の利益」と日本の個別利益が一致しない場合においても「共通の利益」を重視する政策がしばしばとられたことを明らかにした。(図書②で、この成果は発表した。)

(4) 日本の安全保障政策を事例として考察することによって、日本の安全保障政策において「共通の利益」がどのように認識されてきたのかを理論的に考察した。個別国家の利益として「共通の利益」が認識されてきたことを明らかにした。(学会発表①②で、この成果は発表した。)

(5) 冷戦後の考察として、経済分野では世界金融危機における「共通の利益」の認識について、安全保障分野では、保護する責任、移行期正義論について分析した。

世界金融危機の事例では、それまでは国際社会で国際金融の安定が「共通の利益」として言及されながらも、非国家主体である金融機関(銀行、投資ファンドなど)等の多様な主体が存在する状況で国家間の具体的な政策についての合意は形成されなかった点、世界金融危機以後、将来の金融関係の安定性に対する不確実性が増大し、多様な主体が存在するにもかかわらず国家間で国内の金融機関の規制や監督が具体的な政策として合意されるようになった点を示した。世界金融危機以後の変化は、危機が短期間に各国に与えた負の影響が大きかったために危機回避が国家間及び国内社会で「共通の利益」として認識されるようになった経緯を明らかにした。(図書①で、この成果は発表した。)

保護する責任の事例では、残虐行為が国際社会のどの国で生じてても、残虐行為に責任のある個人を訴追する、あるいは、残虐行為から住民を保護することが国際社会の「共通の利益」と措定され、国際刑事裁判所の設置や「保護する責任」論の確立が支持された過程を明らかにした上で、そのような国際体制が構築されても国家内の残虐行為を一掃する

ことにつながらない現状に注意を喚起し、訴追や体制転換という不安が払拭されない限り、権力者が国内政治において権力を手放す誘因が生まれない点を指摘した。

以上の冷戦後の2つの事例の考察から、冷戦後の「共通の利益」の認識形成には、多様化した主体の存在、将来に対する不確実性の増大、国際社会と国内社会の関連性の増大が影響する点を確認できた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

- ① 石田淳、動く標的-慎慮するリアリズムの歴史的な文脈、国際政治、査読有、第176巻、2014、pp.56-69.

[学会発表](計 6件)

- ① ISHIDA, Atsushi, “National and International Security: Changing Japan’s Security Policy Reconsidered” November 2, 2015, South Korea: Yonsei University.
- ② 石田淳「安全保障の理論的基盤」日本国際政治学会、2015年10月31日、宮城県仙台市：仙台国際センター。
- ③ 古城佳子「国際制度と平和-国際経済秩序と平和の観点から」2015年9月4日、広島平和セミナー、広島県広島市：広島市立大学。
- ④ 古城佳子「グローバル・ガバナンス論再考-国際制度論から」グローバル・ガバナンス学会(招待講演)、2015年4月19日、愛知県名古屋：南山大学。
- ⑤ 石田淳「戦間期のリアリズム-平和的変更は可能か」南山大学アジア・太平洋研究センター主催シンポジウム「戦間期の秩序構想と国際政治理論」、2015年2月20日、愛知県名古屋：南山大学。
- ⑥ 古城佳子「国際レジーム論は何処へ-国際制度論への移行か」京都国際関係研究会、2014年4月19日、京都府京都市：同志社大学。

[図書](計 2件)

- ① 古城佳子、「世界金融危機に国家は対応できるのか」遠藤乾編『シリーズ日本の安全保障 グローバル・コモンズ』岩波書店、2015、pp.49-70.
- ② 古城佳子、通商と金融をめぐる外交-グローバル化と重層的経済外交への転換、井上寿一・波多野澄雄・酒井哲哉・国分良成・大芝亮編『日本の外交』第6巻、岩波書店、2013、pp.99-118.

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古城 佳子 (KOJO, Yoshiko)
東京大学・大学院総合文化研究科・教授
研究者番号：30205398

(2) 研究分担者

石田 淳 (ISHIDA, Atsushi)
東京大学・大学院総合文化研究科・教授
研究者番号：90285081